

健康保険組合報第1025号

令和 8年 3月 2日

被 保 険 者 各 位

京成電鉄健康保険組合

子ども・子育て支援金の徴収開始について

令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が始まることに伴い、政府より公表された令和8年度支援金率に基づき、新たに子ども・子育て支援金の徴収を開始します。

令和8年2月13日開催の第215回組合会において、当健保における支援金負担割合を決定しました。

令和8年4月保険料（5月納付分）より、健康保険料と合わせて下記のとおり徴収を開始します。

記

1. 令和8年度子ども・子育て支援金率及び負担割合について

(1) 開始時期 令和8年4月保険料（令和8年5月納付分）から

(2) 支援金率 千分の2.30

(3) 負担割合 被保険者 千分の1.15

事業主 千分の1.15

例) 標準報酬月額30万円の場合

支援金 $30\text{万円} \times 2.30 / 1000 = 690\text{円/月}$

被保険者 $30\text{万円} \times 1.15 / 1000 = 345\text{円/月}$

事業主 $30\text{万円} \times 1.15 / 1000 = 345\text{円/月}$

※健康保険料と合わせて徴収します。

※賞与も徴収の対象となります。

※令和8年度 子ども・子育て支援金月額は別表を参照願います。（1円未満の端数は事業主負担）

2. その他

(1) 支援金率は、国が一律で示すこととしており、令和9年度以降段階的に上がることが想定されております。

(2) 健康保険料額の内訳として支援金額を給与明細に明記することは、法令上の義務ではありません。

ただし、本制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえ、給与明細への支援金額の記載について、各事業所の皆さまのご理解・ご協力をお願い致します。

以上